

救急車を呼ぶ？ 病院へ行く？



こんなときは「救急安心センターおおさか」へ

#7119

つながらない場合は
こちらへお電話ください ☎06(6582)7119



突然の病気やケガで、
今すぐ救急車を呼ぶか
迷っている方からの
救急医療相談に対応
※健康相談や現在かかっ
ている病気の治療方法、医
薬品のご相談はご連絡く
ださい。



緊急性が高い場合は、
ただちに救急車が出場

**24時間
対応**

**365日
対応**

緊急の場合は
迷わず 119番へ

- ・ 病気やケガの緊急性について助言
- ・ 病気やケガの状態から応急手当について助言
- ・ 適切な救急病院の案内

● 消防に関する相談・問合せ

072-622-6955 (代表☎)

● 住宅用火災警報器や消火器等の問合せ

072-622-6950 (予防課)

防火のしおり

Fire Protection Bookmark-2025-



茨木市消防本部

協力 / 一般財団法人 大阪府消防防災協会

グラフ & 数字で見る茨木

市の火災概況

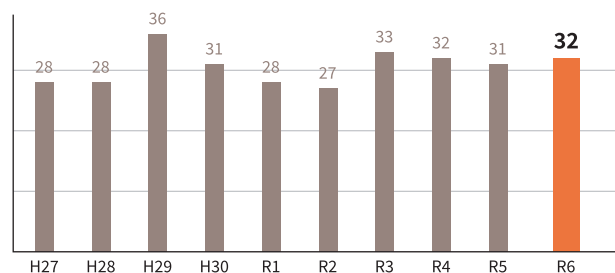
僕が
解説するよ！



茨木市消防本部キャラクター
消防犬 ラッキー

火災件数、死者・負傷者数の推移（過去10年間）

火災件数

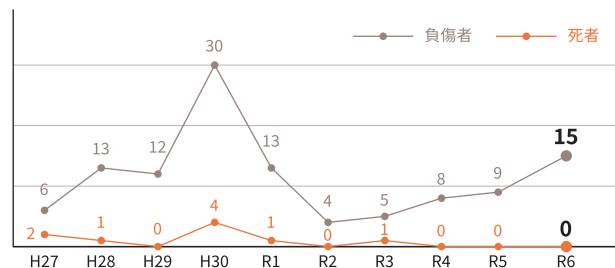


POINT

前年から微増も、
ほぼ横ばい

令和7年は30件以下を
目指したい。

死者・負傷者数



POINT

3年連続で死者数
ゼロを達成！

その一方で、負傷者は
前年比の約1.6倍に。

火災による損害額 & 焼損面積

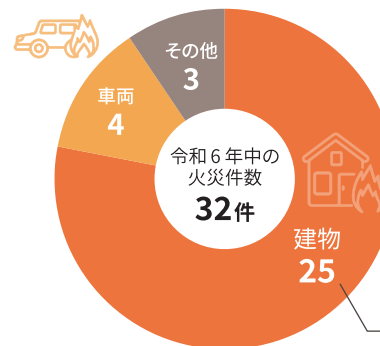
■ 火災による損害額 61,924,000円
■ 焼損面積 418㎡

いずれも前年から約 **35%減!**

いかに早く消火
できるかで被害に
差がつく！



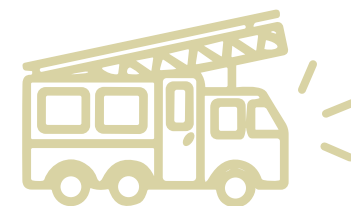
火災の種別



内訳
住宅 12件
その他 13件

「建物」火災が25件と最も多く、火災全体の約78%を
占めています。

また、この「建物」火災25件のうち、「住宅」火災は12件で、
「建物」火災の48%となっています。



火災の原因

1位 電気機器	6件
2位 こんろ	3件
たばこ	3件
配線器具	2件
その他	18件

こちらから
CHECK



茨木市の公式サイトで
詳細がご覧いただけます。

令和6年の火災の原因1位は「電気機器」でした！
火災を起こさないためには何に気をつけたら
いいんだろう？



次のページを
見よう！



みんなで防ごう！ おもな火災の 原因とその対策

CAUSES AND COUNTERMEASURES FOR FIRES



電気火災

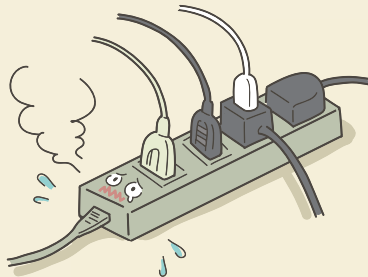
こちらも
CHECK



近年増加している電気火災。令和6年にこんろ火災を抜いて火災原因の1位になりました。発熱や異臭はイエローカード。気づいたら早めに対策しましょう。

配線に注意

- 定格容量を守り、タコ足配線をしない！
- 配線コードを束ねたり、家具などに挟み込まない！
- こまめに清掃してホコリを溜めない！



リチウムイオン電池に注意

- 破損、膨張等異常がある場合は使用しない！
- 高温になる場所に放置しない！
- 処分する時は地域のゴミ回収方法を守る！



コンロ火災



少しの油断が火災に繋がります。発火時の対応や服装で被害を最小限にすることもできます。

- 調理中はその場から離れない！
- コンロの周りは整理整頓！
- 火を使う時に燃えやすい素材や袖口の広い服を着ない！



たばこ火災



小さな火があなたや誰かの命を奪うことになるかもしれません。タバコを吸う時はマナーを守りましょう！



- 寝たばこは絶対にしない！
- 吸い殻は確実に消して灰皿に！
- 灰皿の吸い殻はこまめに捨てる！

次のページへ続く

まだまだ
ある！

おもな火災原因とその対策

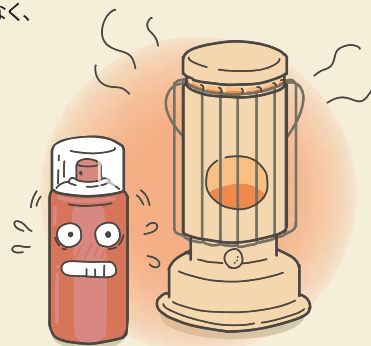


スプレー缶事故



引火により爆発・火災が発生します。使用中だけでなく、保管やガス抜きの際にも注意が必要です。

- 火気のある空間や密閉された空間で
使用しない！
- 火気の近くに置かない！
- ガス抜きは風通しの良い屋外で！



放火



夜間や人通りの少ない場所で放火は多く発生しています。地域で協力し、放火する隙のない住み良い町を作りましょう。

- 暗くて人目につかない場所を作らない！
- 家の周りに燃えやすい物を置かない！
- ゴミは収集日の前夜に出さない！

「住宅用火災警報器」の 維持管理はできていますか？



火事です！ 火事です！

住宅火災の逃げ遅れによる死者を防ぐために

「住宅用火災警報器」の設置が義務化されています。（共同住宅などで自動火災報知設備・スプリンクラー設備が居室内に設置されている場合は除かれます。）

寝室と階段に「煙式」警報器の設置が必要です。台所は義務ではありませんが、安全のため警報器（熱式）の設置をおすすめします。

警報器は古くなると火災を感知しなくなることがあるため**定期的に点検**しましょう。

なお、設置後、**約10年が交換の目安**です。



奏功事例は
こちら

義務設置



おすすめ設置



住宅用火災警報器は家電量販店やホームセンターなどで購入できます。



不適切な訪問販売・点検業者にご注意！

住宅用火災警報器や、消火器の不適切な訪問販売・点検業者によるトラブルが全国で発生しています。あやしいと思ったらハッキリ断り、その場で契約せず近くの消費生活センターや消防署に連絡してください。

茨木市消費生活センター 072-624-1999

茨木市消防本部予防課 072-622-6950

